

# 令和6年度 第2回神栖市職員採用試験 試験案内

## 1 職種、採用予定人員、勤務場所及び職務

職種※1	採用予定人員※2	勤務場所及び職務
事務 (大学卒程度)	5名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、主に一般行政事務に従事します。 ※ 情報技術関係の学科を履修した人又は情報技術関係の職務経験又は資格等を有する人については、特に、庁内の情報技術関係業務に従事する場合があります。
事務 (社会人経験)	1名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、主に一般行政事務に従事します。
建築学専攻者	1名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、主に建築工事における施工計画の作成や工事施工に必要な技術上の管理等の業務に従事し、一般行政事務も行います。
土木学専攻者	1名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、主に土木工事における施工計画の作成や工事施工に必要な技術上の管理等の業務に従事し、一般行政事務も行います。
建築士 (社会人経験)	1名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、主に建築工事における施工計画の作成や工事施工に必要な技術上の管理等の業務に従事し、一般行政事務も行います。
土木施工管理技士 (社会人経験)	1名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、主に土木工事における施工計画の作成や工事施工に必要な技術上の管理等の業務に従事し、一般行政事務も行います。
保健師	2名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、主に保健・福祉業務に従事し、一般行政事務も行います。
幼稚園教諭・保育士	5名程度	市立の幼稚園で教諭又は市立の保育所等で保育士等の業務に従事し、一般行政事務も行います。
社会福祉士または 精神保健福祉士 (社会人経験)	1名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、主に福祉業務に従事し、一般行政事務も行います。

※1 全ての職種について、障がいのある人も受験可能です。障がいのある人が受験する場合の配慮等の内容につきましては、「12 障がいのある人の受験について」をご参照ください。

※2 申込者数が採用予定人員数を下回った場合でも、試験により不合格となることがあります。

## 2 採用予定日

令和7年4月1日（全職種共通）

## 3 受験資格

以下の（1）の資格を有し、かつ（2）の欠格事項のいずれにも該当しない人

### （1）資格

事務 (大学卒程度)	①平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 又は ②平成15年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)以上を卒業した人、又は令和7年3月31日までに卒業見込みの人
事務 (社会人経験)	昭和39年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校以上を卒業し、令和6年6月1日現在で官公庁、民間企業等での職務経験(社会人経験)を直近10年(平成26年6月1日から令和6年5月31日まで)中に2年以上有する人。  ※ 「官公庁、民間企業等での職務経験」には、会社員、自営業者、公務員等として、週あたり25時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。ただし、育児休業、介護休業又は病気休暇等により連続して勤務しなかった期間が1か月以上ある場合は、当該勤務しなかった期間を除きます。  ※ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。  ※ 正規・非正規などの雇用形態は問いません。
建築学専攻者	平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学において建築技術関連科目を専門に履修し、当該大学を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業見込みの人
土木学専攻者	平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学において土木技術関連科目を専門に履修し、当該大学を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業見込みの人。
建築士 (社会人経験)	昭和59年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上を卒業した人で、1級又は2級建築士の資格を有し、かつ令和6年6月1日現在で建築士としての職務経験を3年以上有する人

土木施工管理技士 (社会人経験)	昭和59年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上を卒業した人で、1級又は2級土木施工管理技士の資格を有し、かつ令和6年6月1日現在で土木施工管理技士としての職務経験を3年以上有する人
保健師	平成6年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人、又は令和7年3月31日までに当該資格を取得見込みの人
幼稚園教諭・保育士	平成6年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭の免許及び保育士資格をいずれも有する人、又は令和7年3月31日までに当該免許及び資格をいずれも取得見込みの人
社会福祉士または 精神保健福祉士 (社会人経験)	昭和49年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上を卒業した人で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、かつ令和6年6月1日現在で社会福祉士又は精神保健福祉士としての職務経験を3年以上有する人

## (2) 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 神栖市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

神栖市職員採用試験は、神栖市民の貴重な税金により実施します。受験資格を満たす方であっても、はじめから当市職員として採用される意思のない方の受験は、固くお断りします。

## 4 試験の方法

### (1) 職種ごとの試験の方法

職種区分	試験の方法
事務（大学卒程度） 事務（社会人経験） 建築学専攻者 土木学専攻者 保健師 幼稚園教諭・保育士	第1次試験、第2次試験、最終試験及び資格調査 ※第2次試験は第1次試験の合格者に対して、最終試験は第2次試験の合格者に対して、それぞれ実施します。
建築士（社会人経験） 土木施工管理技士 （社会人経験） 社会福祉士または 精神保健福祉士 （社会人経験）	第1次試験、最終試験及び資格調査 ※最終試験は第1次試験の合格者に対して行います。

※ 試験内容（解答方法など）についてのお問い合わせにはお答えできません。

### (2) 第1次試験

試験区分	試験の内容
教養試験	<p>[問題の難易度の目安]</p> <p>① 事務（大学卒程度）、建築学専攻者及び土木学専攻者… 大学卒業程度</p> <p>② ①以外の職種… 高校卒業程度</p> <p>[出題の内容]</p> <p>公務員として必要な一般知識、時事、社会・人文、自然、文章理解（英語を含む。）、判断・数的推理、資料解釈について出題します。</p> <p>[解答方式]</p> <p>全て択一式</p> <p>[試験時間]</p> <p>60分</p>

※ 教養試験終了後に、パーソナリティ検査を実施します（全職種共通、約30分）。ただし、**第1次試験の選考は教養試験のみで行い**、パーソナリティ検査の結果については、第2次試験以降に使用します。

### (3) 第2次試験

#### ① 事務（大学卒程度）、事務（社会人経験）、建築学専攻者 及び 土木学専攻者の職種

試験区分	試験の内容
グループ討論試験	一定のテーマについてグループで討論し、コミュニケーション能力等について評定を行います。 ※ 試験内容の詳細は、第1次試験合格者に通知します。また、試験方法は変更となる場合があります。 ※ 障がいのある人については、障がいの状態や程度に応じて、グループ討論試験に代えて他の方式により第2次試験を実施する場合があります。詳細については、「12 障がいのある人の受験について」の欄をご参照ください。
論文試験	一般常識、論理性、文章表現力等について試験を行います。
事務能力試験	照合、分類、言語、計算、読図及び記憶等について出題し、実務における基本的な処理能力を測る試験を行います。

#### ② 保健師 及び 幼稚園教諭・保育士の職種

試験区分	試験の内容
集団面接試験	集団面接により、主に人物について評定を行います。また、一定のテーマで、論理的に話す能力について評定を行います。
事務能力試験	照合、分類、言語、計算、読図及び記憶等について出題し、実務における基本的な処理能力を測る試験を行います。

#### (4) 最終試験

##### ① 事務（大学卒程度）、事務（社会人経験）、建築学専攻者 及び 土木学専攻者の職種

区分	試験の内容
個別面接試験	個別面接により、主に人物について評定を行います。また、一定のテーマで、論理的に話す能力について評定を行います。
プレゼンテーション試験	一定のテーマに基づく資料作成及びプレゼンテーションにより、論理性、説明力、コミュニケーション能力等について評定を行います。

##### ② 保健師 及び 幼稚園教諭・保育士の職種

区分	試験の内容
個別面接試験	個別面接により、主に人物について評定を行います。また、一定のテーマで、論理的に話す能力について評定を行います。
作文試験	一般常識、論理性、文章表現力等について試験を行います。

##### ③ 建築士（社会人経験）、土木施工管理技士（社会人経験）及び社会福祉士または精神保健福祉士（社会人経験）の職種

区分	試験の内容
個別面接試験	個別面接により、主に人物について評定を行います。また、一定のテーマで、論理的に話す能力について評定を行います。
作文試験	一般常識、論理性、文章表現力等について試験を行います。
事務能力試験	照合、分類、言語、計算、読図及び記憶等について出題し、実務における基本的な処理能力を測る試験を行います。

#### (5) 資格調査

受験資格の有無等について調査します。

#### (6) 試験の棄権

各試験を一部でも受験しなかった場合、当該試験全体を棄権したものとして取り扱います。

## 5 試験日時と合否発表の流れ

(1) 事務（大学卒程度）、事務（社会人経験）、建築学専攻者、土木学専攻者、保健師及び幼稚園教諭・保育士の職種

区分	試験日時又は期間	試験会場
第1次試験	令和6年7月 6日（土）から 令和6年7月21日（日）まで  上記期間のうち、希望する1日を予約して受験します。詳しくは、別紙「受験申込みから第1次試験受験までの流れ」をご参照ください。	全国47都道府県のテストセンター 全国に約300か所あるテストセンターから、希望する試験会場を予約して受験します。詳しくは、別紙「受験申込みから第1次試験受験までの流れ」をご参照ください。



(第1次試験の合否発表の方法及び予定時期)

令和6年7月下旬頃を目安に、受験者のマイページ※に合否の結果を掲載します。  
※「11 マイページについて」参照

区分	試験日時又は期間	試験会場
第2次試験	令和6年8月10日（土）・11日（日）	神栖市役所（神栖市溝口4991番地5）



(第2次試験の合否発表の方法及び予定時期)

令和6年8月下旬頃を目安に、受験者のマイページに、合否の結果を掲載します。

区分	試験日時又は期間	試験会場
最終試験	令和6年9月7日（土）・8日（日）	神栖市役所（神栖市溝口4991番地5）



最終試験の合格発表予定時期	合否発表の方法
令和6年10月上旬頃を予定	最終合否通知を、各受験者の住所宛に郵送

(2) 建築士（社会人経験）、土木施工管理技士（社会人経験）及び社会福祉士または精神保健福祉士（社会人経験）の職種

区分	試験日時又は期間	試験会場
第1次試験	令和6年7月 6日（土）から 令和6年7月21日（日）まで  上記期間のうち、希望する1日を予約して受験します。詳しくは、別紙「受験申込みから第1次試験受験までの流れ」をご参照ください。	全国47都道府県のテストセンター 全国に約300か所あるテストセンターから、希望する試験会場を予約して受験します。詳しくは、別紙「受験申込みから第1次試験受験までの流れ」をご参照ください。



(第1次試験の合否：発表の方法及び予定時期)

令和6年7月下旬頃を目安に、受験者のマイページ※に合否の結果を掲載します。

※「11 マイページについて」参照

区分	試験日時又は期間	試験会場
最終試験	令和6年8月10日（土）・11日（日）	神栖市役所（神栖市溝口4991番地5）



最終試験の合格発表予定時期	合否発表の方法
令和6年8月下旬頃を予定	最終合否通知を、各受験者の住所宛に郵送

(3) 試験日・試験会場の変更について

第2次試験以降の試験日及び試験会場については、第1次試験の合格者数等の状況により変更となる場合があります。詳細は、第1次試験の合格者に改めてお知らせします。

6 合格から採用までの流れ

合格者は、職種ごとに採用候補者名簿（有効期間1年間）に登載され、採用者が決定されます。採用の時期は、原則として令和7年4月1日以降となります。

採用候補者名簿登載者以外に、辞退等を考慮して「補欠合格者」を決定することがあります。「補欠合格者」は、令和7年3月31日までの有効期限とする補欠合格者名簿に登載されますが、必ず採用になるとは限りません。

7 所定の資格を取得できなかった場合の取扱い

特定の資格の取得見込みで受験し合格した者が、「3 受験資格」で規定された資格を所定の期間内に取得できなかった場合、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。



## 8 試験成績の開示について

試験成績（受験者本人のものに限ります）の開示を希望する場合、各試験の合否発表の日から起算して2週間以内に、神栖市職員課まで、受験者本人が直接お越し下さい。なお、開示対象者及び開示内容は、試験区分ごとに次のとおりです。

試験区分	成績開示の内容	備考
第1次試験及び 第2次試験	<b>【開示対象】</b> 不合格者 <b>【開示内容】</b> 総得点及び総合順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験者本人以外からの開示希望や、電話、メール等による開示希望は受け付けません。</li> <li>・左記以外の内容は、お問い合わせいただいてもお答えできません。</li> <li>・土日祝日は除きます。</li> </ul>
最終試験	<b>【開示対象】</b> 受験者 <b>【開示内容】</b> 総得点及び総合順位	

## 9 給 与

### (1) 給料月額

学校卒業直後に採用された場合の給料月額は、次のとおりです。（令和6年4月1日現在）

学 歴	給料月額（基本給）	備考
高 校 卒	170,900円	最終学歴以降に職歴等を有する場合は、それらを考慮したうえで初任給を決定します。
短 大 卒	181,800円	
大 学 卒	202,400円	

### (2) 諸手当

給料の他に支給される主な手当は次のとおりであり、要件に該当する職員に支給されます。

（令和6年4月1日現在）

手当の名称	手当の内容
地域手当	地域ごとの民間企業の賃金水準を反映する目的で支給される手当です。
通勤手当	公共交通機関や、交通用具（自動車や自転車等）で通勤する職員に対し、通勤距離に応じて支給される手当です。
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務を命じられて勤務した場合に支給される手当です。
扶養手当	職員が、配偶者、子又は60歳以上の父母等を扶養する場合に支給される手当です。
住居手当	職員が自身の名義で借りているアパート等に住んでいる場合に、家賃額に応じて支給される手当です。
期末勤勉手当	年2回、6月と12月に支給される手当です。

## 10 受験申込みの手続き及び受付期間等

### (1) 受験申込みの方法

受験申込みは、職員採用試験の受験申込み専用webサイト（以下、「webサイト」）で受け付けます。詳しくは、別紙「受験申込みから第1次試験受験までの流れ」をご参照ください。

なお、紙による受験申込みの受付は、原則実施しません。webサイトからの受験申込みが困難である場合、神栖市職員課までお問い合わせください。

### (2) 申込受付期間

令和6年6月1日（土）午前10時00分 から 6月30日（日）午後5時00分 まで

（上記期間中は、土日祝日を問わず24時間申込みを受け付けています。）

### (3) 問合せ先

採用試験に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

#### 電話による問合せ

神栖市総務部職員課：0299-90-1127

（祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで）

#### メールによる問合せ

saiyou@city.kamisu.ibaraki.jp

（土日祝日にメールでお問い合わせいただいた場合、回答は次の平日以降となります。）

## 11 マイページについて

### (1) IDとパスワードの発行

受験申込みが完了すると、webサイト上のマイページにアクセスするためのIDとパスワードが受験者ごとに発行されます。

### (2) マイページでの通知事項

受験者ごとの合否通知や、その他採用試験の実施に関する各種情報は、原則、マイページでお知らせしますので、自身のID・パスワードでマイページにログインし、内容をご確認ください。

また、マイページ上にお知らせ等を掲載する際は、その旨の通知を受験申込者のメールアドレス宛に送信します。

### (3) IDとパスワードの管理

マイページへアクセスするためのID・パスワードは、他人に知られることのないよう十分に気をつけてください。

## 12 障がいのある人の受験について

障がいのある人の受験にあたっては、試験の実施方法及び実施環境等について可能な限り配慮いたしますので、ご希望の方は、以下のとおりお申し出ください。

### (1) 試験会場の環境に対する希望の申し出

webサイト上で受験申込みをする際に、第1次試験会場の環境について希望する内容を申込みフォームに入力してください（例：車椅子の使用を希望など）。

ただし、会場によっては、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

**(2) webサイトによる受験申込みが難しい場合の申し出**

障がいのため、パソコンやスマートフォンを使用してwebサイト上で受験申込みをすることが困難である場合、神栖市職員課までご連絡ください。

**(3) 第2次試験（事務（大学卒程度）、事務（社会人経験）、建築学専攻者 及び 土木学専攻者の職種）の試験形式変更希望の申し出**

第2次試験で実施するグループ討論について、障がいのある受験予定者から申し出があった場合であって、当該受験予定者の障がいの内容により、通常のグループ討論試験に基づき合否判定を行うことが著しく本人の不利になると認められる場合は、グループ討論とは異なる形式により第2次試験を実施する事があります。

このことに関する申し出の希望の有無については、第1次試験の合格者に対して別途確認の連絡をいたします。